

日介支専協第 1-0336 号
令和 2 年 2 月 19 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼びかけについて (協力依頼)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年 6 月 4 日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(別添 1。以下「方針」という。)においては、「令和 2 年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和 3 年 3 月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、令和元年 6 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(別添 2。以下「骨太方針」という。)においては、方針に基づき、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、」「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、厚生労働省老健局老人保健課から、下記の資料を活用しマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進についての呼びかけて頂くよう依頼がありました。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

記

1. チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」
2. ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
3. リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
4. リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
5. リーフレット「こんなとき あってよかった！ マイナンバーカード」
6. リーフレット「マイナンバーカードの健康保険証としての利用」

以上

なお、チラシ、ポスター類はホームページに掲載いただくほか、メールで会員向けにお知らせいただけるよう作成されておりますので、自由に活用ください。

また、国では市区町村職員が会社等に赴き、マイナンバーカードの交付申請の受付を行う（本人確認も含む）方式を用意されています。ご興味がある場合には、市区町村のマイナンバーカード担当課にご相談ください。

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子 担当：寺西紘佐・吉田洋子
東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp